

登記の事務、権限等の地方への移譲に反対する意見書

平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、国の出先機関の原則廃止の姿勢の下、地方自治体への事務・権限等の移譲など抜本的な改革が進められることが定められた。

こうした中、国の地域主権戦略会議において、出先機関改革の一環として、法務局が担う登記制度も地方に移譲すべき対象として検討されている。

しかし、登記制度は、国民の重要な財産を守り、不動産取引の安全に寄与する制度であり、高い中立性・公正性が求められ、また、国民の権利擁護に係るものであることから、全国統一した法解釈や運用を要し、統一した事務処理基準を堅持し、国の機関である法務局が直接実施する必要がある。

また、登記事務を遂行するに当たっては、民法・不動産登記法・会社法等の高度な法律的専門知識・能力に基づく判断が求められていることから、地方に移譲された場合、地方自治体及びその職員の業務に著しい負担が生じるとともに、事務処理能力の格差が生じることも懸念される。登記事務に従事する専門職員の教育及び研修は、国が一元的・体系的に行う必要がある。

よって、法務局が担う登記の事務及び権限等を地方への移譲対象としないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月2日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長		殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
総務大臣	高市早苗	殿
法務大臣	上川陽子	殿
内閣官房長官	菅義偉	殿
行政改革担当大臣	有村治子	殿